

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 8 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について
の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 8 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定
保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について」
の一部訂正について

令和2年8月31日付け保医発0831第3号における「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について」につきまして、別添1のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

また、令和2年8月31日付官報(号外第179号)に掲載された関係告示については、別添2のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせいたします。

記

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について(令和2年8月31日付保医発0831第3号)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について
（令和 2 年 8 月 31 日保医発 0831 第 3 号）

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 65 点
- ロ 小白歯・前歯 41 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき 69 点

M005 装着

1 歯冠修復物(1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 4 点

2 仮着(1歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点

- b 自動練和型 12点
- (2) 歯科用合着・接着材料 12点
- (3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン 4点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 10点
 - b 複雑なもの 26点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 4点
 - b 複雑なもの 10点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 4点
 - b 複雑なもの 10点

3 歯科充填用材料 2点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの ~~764701~~点
- (2) 4分の3冠 ~~954876~~点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 294点
 - b 複雑なもの 545点
 - ロ 5分の4冠 685点
 - ハ 全部金属冠 862点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 200点
 - b 複雑なもの 399点
 - ロ 4分の3冠 492点

八 5分の4冠	492点
二 全部金属冠	617点
4 銀合金	
(1) 大白歯	
イ インレー	
a 単純なもの	19点
b 複雑なもの	33点
ロ 5分の4冠	42点
八 全部金属冠	52点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	12点
b 複雑なもの	24点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	30点
八 5分の4冠(乳歯を除く。)	30点
二 全部金属冠	38点
5 純チタン2種	66点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	769点
2 銀合金を用いた場合	84点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29点
(2) 複雑なもの	40点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183点
M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)	
1 CAD/CAM冠用材料()	228点
2 CAD/CAM冠用材料()	254点
3 CAD/CAM冠用材料()	442点
4 CAD/CAM冠用材料()	576点
注 CAD/CAM冠用材料()を小臼歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料()により算定する。	
M016 乳歯冠(1歯につき)	
1 乳歯金属冠	30点
2 その他の場合	
乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1歯につき	2点
M016-3 既製金属冠(1歯につき)	29点
M017 ポンティック(1歯につき)	
1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大白歯	993点

□ 小臼歯	748 点
(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	42 点
2 レジン前装金属ボンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	597 点
□ 小臼歯	748 点
ハ 大白歯	993 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	54 点
□ 小臼歯	54 点
ハ 大白歯	54 点
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき）	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1 床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	39 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,051,969 点
□ 犬歯・小臼歯	855,789 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	855,789 点
□ 犬歯・小臼歯	657,606 点
ハ 前歯（切歯）	506,466 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	794 点
□ 犬歯・小臼歯	621 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	545 点
□ 犬歯・小臼歯	474 点
ハ 前歯（切歯）	440 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	

- (1) 双子鉤 528489点
- (2) 二腕鉤（レストつき） 408378点

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- (1) 前歯 220点
- (2) 犬歯・小白歯 237点
- (3) 大白歯 272点

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- (1) 前歯 46点
- (2) 犬歯・小白歯 46点
- (3) 大白歯 46点

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

- (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） 1,273点
- (2) 鑄造用コバルトクロム合金 18点

2 屈曲バー

- 不銹鋼及び特殊鋼 39点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1顎につき）

- 1 シリコン系 168点
- 2 アクリル系 100点

官報掲載事項の一部訂正

令和二年八月三十一日(号外第百七十九号)厚生労働省告示第三百四号(特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件)

【原稿誤り】

正																																					
<p>診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表の002から006までの改正規定については、同年十月一日から適用する。</p>																																					
改 出 前	改 出 後																																				
<p>別表 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>単 位</th> <th>材料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>001 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)</td> <td>1 g</td> <td>4,766円</td> </tr> <tr> <td>003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(J I S 適合品)</td> <td>1 g</td> <td>5,050円</td> </tr> <tr> <td>004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)</td> <td>1 g</td> <td>5,422円</td> </tr> <tr> <td>005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)</td> <td>1 g</td> <td>4,982円</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	単 位	材料価格	001 (略)			002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)	1 g	4,766円	003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(J I S 適合品)	1 g	5,050円	004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1 g	5,422円	005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)	1 g	4,982円	<p>別表 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>単 位</th> <th>材料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>001 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)</td> <td>1 g</td> <td>4,374円</td> </tr> <tr> <td>003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(J I S 適合品)</td> <td>1 g</td> <td>4,658円</td> </tr> <tr> <td>004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)</td> <td>1 g</td> <td>5,030円</td> </tr> <tr> <td>005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)</td> <td>1 g</td> <td>4,590円</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	単 位	材料価格	001 (略)			002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)	1 g	4,374円	003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(J I S 適合品)	1 g	4,658円	004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1 g	5,030円	005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)	1 g	4,590円
品 名	単 位	材料価格																																			
001 (略)																																					
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)	1 g	4,766円																																			
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(J I S 適合品)	1 g	5,050円																																			
004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1 g	5,422円																																			
005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)	1 g	4,982円																																			
品 名	単 位	材料価格																																			
001 (略)																																					
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)	1 g	4,374円																																			
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(J I S 適合品)	1 g	4,658円																																			
004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1 g	5,030円																																			
005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)	1 g	4,590円																																			
誤																																					
<p>診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表の006の改正規定については、同年十月一日から適用する。</p>																																					
改 出 前	改 出 後																																				
<p>別表 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>単 位</th> <th>材料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>001~005 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 名	単 位	材料価格	001~005 (略)			<p>別表 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>単 位</th> <th>材料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>001~005 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 名	単 位	材料価格	001~005 (略)																										
品 名	単 位	材料価格																																			
001~005 (略)																																					
品 名	単 位	材料価格																																			
001~005 (略)																																					